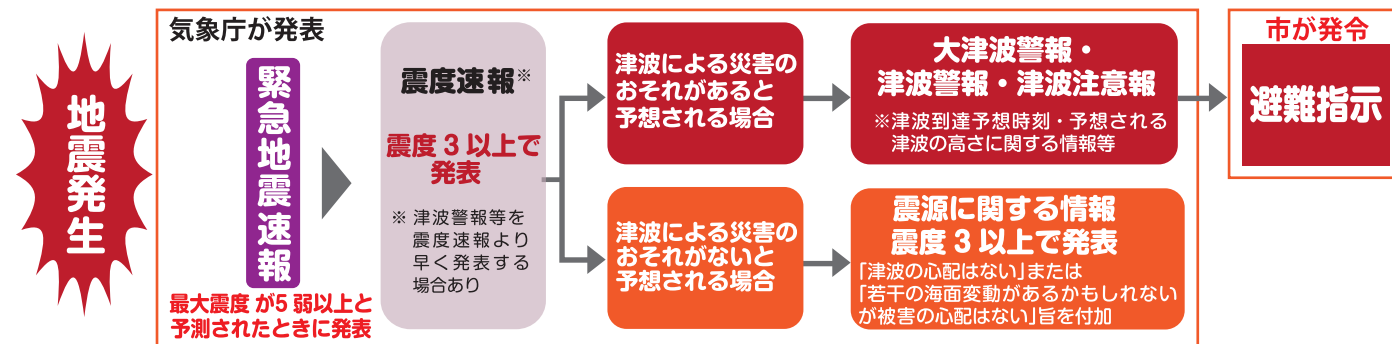


2-5. 地震・津波時の情報

地震及び津波に関する情報

地震が発生した場合、気象庁より約1分半後を目安に震度速報が発表されます。また、津波による災害の発生が予想される場合には、約3分後を目安に津波警報などが発表されます。



津波警報

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすばやく推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震については約2分）を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

種類	予想される津波の高さ		想定される被害	とるべき行動
	数値での発表（高さ予想）	巨大地震の場合の表現		
(特別警報) 大津波警報	10m 超 (10m～)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。	津波浸水想定区域内や、海岸・河川の近くに人は、直ちに近くの津波来襲時緊急避難建築物（空地）や高台等に避難
	10m (5m～10m)			
	5m (3m～5m)			
津波警報	3m (1m～3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。（内閣府データ：木造家屋は2mの浸水で全壊）	津波来襲時緊急避難建築物
津波注意報	1m (20cm～1m)	表記しない	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、養殖いかだが流失、小型船舶が転覆します。	津波来襲時緊急避難空地

コラム 南海トラフと地震に関連する情報

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

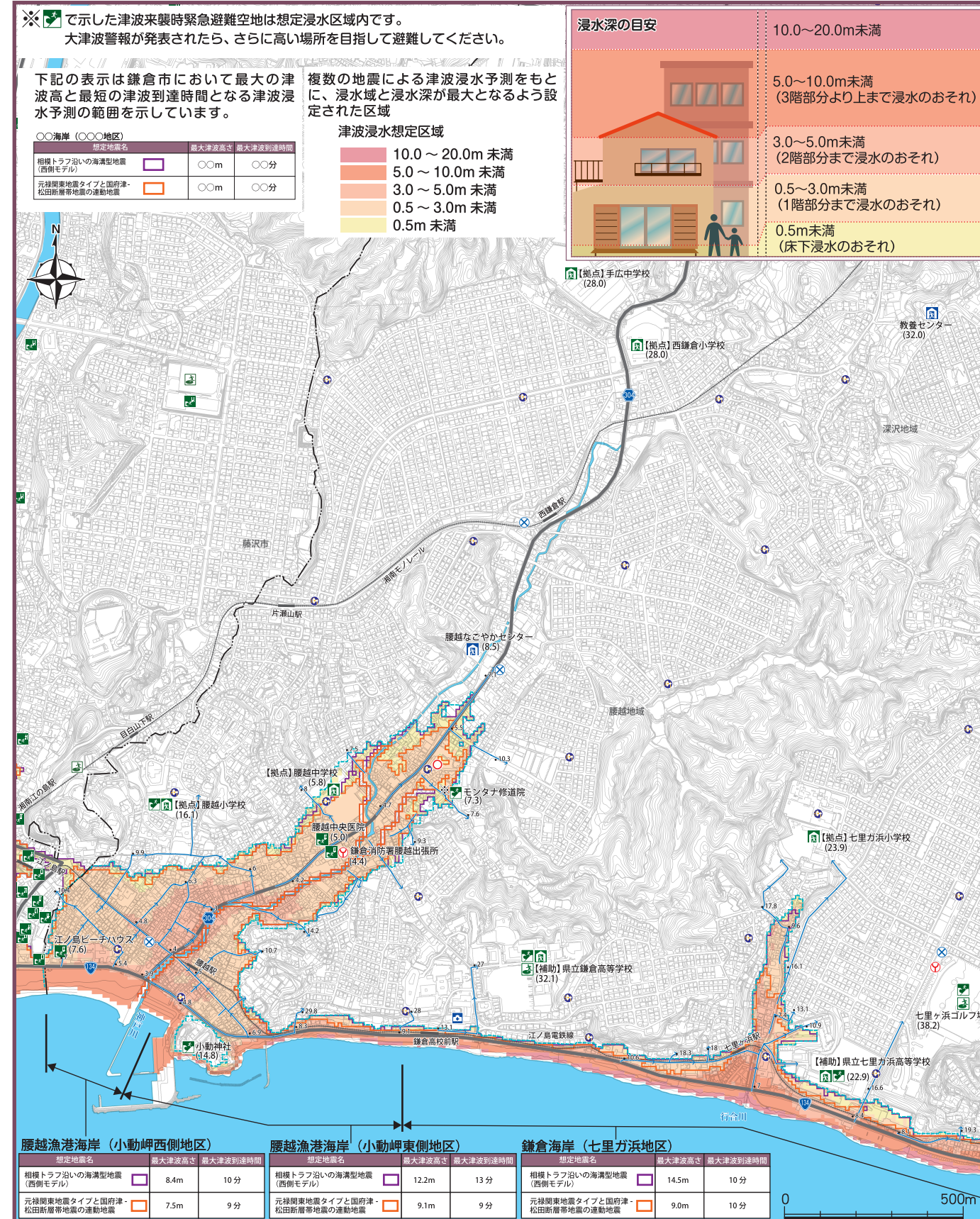
情 報	
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。
	(調査中) ●観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒) ●想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意) ●監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
	●想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	(調査終了) ●(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
	●観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

2-6. 鎌倉市 津波ハザードマップ①

腰越・七里ガ浜エリア（腰越地域）

津波来襲時緊急避難空地	補助避難所（予備避難所）	消防署・消防出張所	津波避難対象区域 ※鎌倉市津波避難計画により設定された区域で、県で公表されている複数の津波浸水想定区域を重ね合わせた際の最大の浸水範囲です。 (明応型地震による津波浸水予測 (H24.3 時点) + 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定図 (H27.3 時点))
津波来襲時緊急避難建築物	福祉避難所	救急告示医療機関	
広域避難場所	行政センター	防災行政用無線	
指定避難所（ミニ防災拠点）	警察署・交番・駐在所	避難経路 ※この避難経路は避難を限定するものではありません	

※地図上の各施設の()内及び「7.1」等は、その場所の海拔値です。



この地図の作成に当たっては、藤沢市の承認を得て、同市発行の2500分の1図を使用した